

電気工事業者の皆様

中国四国産業保安監督部四国支部
電力安全課

電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部改正について

日頃より、電気保安行政へのご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和5年3月20日付で高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部施行等に伴い「電気工事士法」及び「電気工事業の業務の適正化に関する法律」が一部改正されました。

※主な改正点

小規模事業用電気工作物が新たに定義されたことにより、電気工事士法、電気工事業の業務の適正化に関する法律では「一般用電気工作物」から「一般用電気工作物等」という定義付けに、改正されています。

この改正に伴い、電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則様式第1、第2の備考3の記載についても「一般用電気工作物等」に変更されております。

法改正をふまえ、以下の対応をお願いいたします。

○標識の掲示について

掲示いただいている内容のうち、以下の項目について修正をお願いいたします。

- ・「営業所の名称及び当該営業所の業務に係る電気工事の種類」
→「一般用電気工作物」の記載を「一般用電気工作物等」と修正してください。
なお、当改正にともない、次の書類をご提出いただく必要はございません。
①登録電気工事業者 : 登録事項等変更届出書
②みなし登録電気工事業者 : 電気工事業に係る変更届出書

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

<参考>

○電気工事業の業務の適正化に関する法律の申請・届出等の手引き（経済産業省 HP）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/tebiki_index.html

○電気工事業の業務の適正化に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC1000000096>

○電気工事業の業務の適正化に関する法律施行令

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345C00000000327>

○電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則

・第12条（標識の掲示）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345M50000400103>

<お問い合わせ先>

中国四国産業保安監督部四国支部 電力安全課

TEL:087-811-8588